

そうだ！労働保険事務組合に入ろう！

事業主・役員でも、“特別加入”で 国の労災補償が受けられます

例えば、

プレス機械を
動かしていて

骨折等
した場合

労働者と同じ様に
営業に出ていて

交通事故等
にあった場合
(第3者行為災害を除く)

通院だけでなく

休業補償も！



こんな時にも使えます！

- ・事業の運営に直接必要な運動競技会
その他の行事について労働者を
伴って出席する場合の災害



こんな時にも使えます！

- ・事業の運営に直接必要な業務の
ために出張する場合の災害
(事業主の立場で行われる業務を除く)



こんな時にも使えます！

- ・通勤時の自損による災害



こんな時にも使えます！

- ・就業時間内における事業場施設の
利用中及び事業場施設内での
行動中の災害

委託できる事務の範囲は…

- ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付の事務
- ②保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③労災保険の特別加入に関する申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険についての申請・届出・報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合ができる事務から除かれています。

委託できる規模は…

常時使用する労働者数が

- ・金融業・保険業・不動産業・小売業では… 50人以下
 - ・卸売の事業・サービス業では… 100人以下
 - ・その他の事業では… 300人以下
- の事業主です。

尚、東大阪商工会議所では、建設業の新規取り扱いは致しておりません。

事務組合加入のメリット

- ①労働者と共に、事業主や家族も労災保険に加入できます。
- ②労働保険料を分割納付(3回)できます。
- ③申告・納付事務の事務量を軽減できます。

会費・手数料

会議所会費 30,000円～/年 事務委託手数料(年額)

雇用保険にかかる手数料	労災保険にかかる手数料
1人～4人	9,240円
5人～9人	12,540円
10人～14人	15,840円
15人～29人	18,480円
30人～49人	23,100円
50人～199人	31,680円
200人以上	46,200円

当該年度概算保険料の5%
(100円未満切り捨て)×1.1
但し、上限を33,000円、下限
を3,740円とする。

上記金額はすべて税込価格です

お気軽にお問合せください！

東大阪商工会議所 振興部 TEL.06-6722-1151 FAX.06-6725-3611